

補 足 説 明 書

徳島県県土整備部住宅課

1 委託業務名

R 8 住宅 松茂東団地 松・満穂 2 号棟屋根・外壁改修監理業務

2 別途発注委託業務

なし

3 重点調査制度

本業務は、重点調査制度の 対象外業務 である。

4 現地調査

現地調査は行うことができるので、希望者は、事前に施設管理者へ連絡をし、了解を得ること。

なお、当該調査は施設の運営時間内に行うものとする。

5 質疑

閲覧図書に関する質疑がある場合は、入札開始日の 3 日前（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下、「休日等」という））・入札開始日を除く）の正午までに、書面により住宅課に提出すること。

書面の様式は任意とする。書面の提出は持参、郵送（上記期日・時間に係員の手元に必着）、ファクシミリ又は電子メール（ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後に電話により受信について確認すること。）によるものとする。

提出先 徳島県県土整備部住宅課

住所 〒770-8570 徳島市万代町 1 丁目 1 番地

電話 088-621-2591 ファクシミリ 088-621-2871 電子メール juutakuka@pref.tokushima.lg.jp

※質疑の提出期限について

入札開始日が月曜日の場合は、前日及び前々日が休日であることから、水曜日の正午までとなる。なお、入札予定額等に影響する重大な質疑については、当課から指名業者全員に回答する。

6 注意事項

(1) 契約の相手方が免税事業者の場合には、免税事業者届出書を直ちに提出すること。

(2) 落札者が建築士事務所登録をしている者である場合

契約書に建築士法第22条の 3 の 3 に定める記載事項を記載するので、落札決定後、落札者は建築士法第22条の 3 の 3 に定める記載事項を記載した書面（営繕課指定様式）を直ちに発注者の契約担当者に提出すること。

7 重要事項説明

落札者は、建築士法第24条の 7 の規定に基づき、落札決定から契約までの間に重要事項説明書（営繕課指定様式）を提出し、監督員に内容の説明を行った後、監督員の確認印を受け、控えを落札者にて保管すること。なお、監督員への説明については、「ITを活用した建築士法に基づく設計受託契約等に係る重要事項説明実施マニュアル（令和 3 年 9 月 1 日付け国土交通省住宅局建築指導課）」に即した形で行うことができる。

8 成績評定の選択制

当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた建築工事に係る設計及び工事監理の委託業務は、成績評定の選択制を試行する。

対象業務の受注者は、当初契約時に、評定の実施の意向について、「委託業務（建築）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当者に提出しなければならない。

なお、履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。

ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。